



しゃかい

「こどもまんなか社会」

こども基本法

「こども基本法」

すべての子どもや若者が将来にわたって幸せな生活ができる「こどもまんなか社会」の実現をめざし、子どもや若者に関する取組み（「こども施策」）についての基本となる事項を定めた法律です。2023年4月に施行されました。

これからは、国や都道府県、市区町村が、この基本法の内容にそって、こども施策を進めていきます。

「こども大綱」がつけられました

2023年12月、こども基本法に基づき「こども大綱」がつけられました。こども施策を総合的に進めていくための6つの基本方針を定めています。

「こども基本法」と「こども大綱」がめざすもの



こども まんなか



「こども大綱」の6つの基本方針

こどもの今とこれからの
最善の利益を図る

こどもの意見を聴き、対話
しながら進める

こどもや若い人のライフ
ステージにあわせて支援
する

貧困と格差を解消し、す
べてのこどもが幸せに成
長する

若い人の経済基盤を強く
し、将来への希望を描ける
ようにする

国（こども家庭庁）と市
区町村が連携してこども
施策を進める

くにとりく のための国の取組み～

こども家庭庁

「こども家庭庁」

2023年4月、こども基本法の施行と同時に「こども家庭庁」が発足しました。

こども家庭庁は「こどもまんなか社会」を実現するためのリーダーとして、こども施策を強力に推進していきます。

こども家庭庁のイメージ

